

保発0524第1号  
平成30年5月24日

都道府県知事  
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長

(公印省略)

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(昭和33年9月30日付保発第64号)について、その一部を次の表のとおり改正し、本年6月1日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前																				
<p>柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準</p> <table border="1" data-bbox="119 846 520 1021"><thead><tr><th>初検、往療及び再検</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>1. 初 検 料</td><td>1,460 円</td></tr><tr><td>2. 初検時相談支援料</td><td>50 円</td></tr><tr><td>3. 往 療 料</td><td>1,860 円</td></tr><tr><td>4. 再 検 料</td><td><u>400 円</u></td></tr></tbody></table> <p>注1.～6. (略)</p> <p>備考1.～5. (略)</p> <p>6. 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下「金属副子等」という。）を必要とし、これを使用した場合は、<u>整復料又は固定料に950円を加算する。</u> なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、<u>2回まで後療料に950円を加算できることとする。</u></p> <p>7. <u>骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に柔道整復運動後療料として算定できる。</u> <u>(1) 負傷の日から15日間を除き、1週間に1回程度、1ヶ月（暦月）に5回を限度とし、後療時に算定できる。</u> <u>(2) 当該負傷の日が月の15日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の16日以降に後療が行われない場合には、当該月</u></p>	初検、往療及び再検		1. 初 検 料	1,460 円	2. 初検時相談支援料	50 円	3. 往 療 料	1,860 円	4. 再 検 料	<u>400 円</u>	<p>柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準</p> <table border="1" data-bbox="815 846 1216 1021"><thead><tr><th>初検、往療及び再検</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>1. 初 検 料</td><td>1,460 円</td></tr><tr><td>2. 初検時相談支援料</td><td>50 円</td></tr><tr><td>3. 往 療 料</td><td>1,860 円</td></tr><tr><td>4. 再 検 料</td><td><u>320 円</u></td></tr></tbody></table> <p>注1.～6. (略)</p> <p>備考1.～5. (略)</p> <p>6. 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下「金属副子等」という。）を必要とし、これを使用した場合は、<u>整復料又は固定料に次の額を加算する。</u> <u>(1) 大型金属副子等の場合 1,030 円</u> <u>(2) 中型金属副子等の場合 910 円</u> <u>(3) 小型金属副子等の場合 680 円</u></p> <p>(新設)</p>	初検、往療及び再検		1. 初 検 料	1,460 円	2. 初検時相談支援料	50 円	3. 往 療 料	1,860 円	4. 再 検 料	<u>320 円</u>
初検、往療及び再検																					
1. 初 検 料	1,460 円																				
2. 初検時相談支援料	50 円																				
3. 往 療 料	1,860 円																				
4. 再 検 料	<u>400 円</u>																				
初検、往療及び再検																					
1. 初 検 料	1,460 円																				
2. 初検時相談支援料	50 円																				
3. 往 療 料	1,860 円																				
4. 再 検 料	<u>320 円</u>																				

について2回を限度に算定できる。

(3) 部位、回数に関係なく1日310円とし、20分程度、柔道整復の一環としての運動による後療を実施した場合に算定できる。

8. (略)

7. (略)

保発0524第2号

平成30年5月24日

都道府県知事 }  
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長

(公印省略)

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日付け保発0524第2号)について、その一部を下記のとおり改正することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

- 1 「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日付け保発0524第2号)の一部を次のように改正する。

○別添1別紙を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>第1章 総則</p> <p>5 施術管理者は、「受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第1号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、一年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、平成33年度までは一年以上とし、その実施状況を踏まえつつ、平成34年及び平成35年度は二年以上(うち、<u>保険医療機関で従事した期間は一年まで</u>)、平成36年度以降は三年以上(うち、<u>保険医療機関で従事した期間は二年まで</u>)とするものであること。</p> <p>第4章 療養費の請求 (申請書の送付)</p> <p>26 丁は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、丙に送付すること。 丙は、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、28により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は、<u>丁単位に保険者等毎に取りまとめ国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)へ送付すること。</u></p>	<p>別紙</p> <p>第1章 総則</p> <p>5 施術管理者は、「受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第1号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、一年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、平成33年度までは一年以上とし、その実施状況を踏まえつつ、平成34年及び平成35年度は二年以上、平成36年度以降は三年以上とするものであること。</p> <p>第4章 療養費の請求 (申請書の送付)</p> <p>26 丁は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、丙に送付すること。 丙は、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、28により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)へ送付すること。</p>



○別添2を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別添2</p> <p style="text-align: center;">受領委任の取扱規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>5 施術管理者は、「受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第1号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、一年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、平成33年度までは一年以上とし、その実施状況を踏まえつつ、平成34年及び平成35年度は二年以上(うち、<u>保険医療機関で従事した期間は一年まで</u>)、平成36年度以降は三年以上(うち、<u>保険医療機関で従事した期間は二年まで</u>)とするものであること。</p> <p>第4章 療養費の請求 (申請書の送付)</p> <p>26 施術管理者は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、28により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は、<u>施術管理者単位に保険者等毎に取りまとめ国民健康保険団体連合会</u>(以下「国保連合会」という。)へ送付すること。</p>	<p>別添2</p> <p style="text-align: center;">受領委任の取扱規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>5 施術管理者は、「受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第1号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、一年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、平成33年度までは一年以上とし、その実施状況を踏まえつつ、平成34年及び平成35年度は二年以上、平成36年度以降は三年以上とするものであること。</p> <p>第4章 療養費の請求 (申請書の送付)</p> <p>26 施術管理者は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、28により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)へ送付すること。</p>





## 2 適用月

平成 30 年 6 月 1 日以降新たに受領委任の取扱いの届け出又は申し出をした者について、改正後の本通知を適用すること。

なお、平成 30 年 5 月 31 日までに既に受領委任の取扱いに係る協定又は契約を締結済みの者については、特段の意思表示がない限り、改正後の協定又は契約を締結したものとみなして、平成 30 年 6 月 1 日から適用すること。

ただし、別添 1 別紙の様式第 5 号及び別添 2 の様式第 5 号については、当分の間、従来の様式を取り繕って使用できることとする。

保医発0524第1号

平成30年5月24日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

（公印省略）

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の  
留意事項等について（通知）」等の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（昭和33年9月30日付保発第64号）の一部改正及び「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号）の一部改正については、平成30年5月24日付け保発0524第1号及び保発0524第2号をもって通知されたところであるが、これらの取扱いについては、下記のとおりであるので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

- 1 「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号）の一部を次のように改正する。

○別紙を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1 通則</p> <p>5 療養費の支給対象となる負傷は、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと。なお、介達外力による筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。）については、第5の3の(5)により算定して差し支えないこと。</p> <p><u>また、外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものであること。</u></p> <p><u>(注) 負傷の原因は、いつ、どこで、どうして負傷したかを施術録に記載しなければならないこと。</u></p> <p>第5 その他の施術料</p> <p>4 その他の事項</p> <p>(6) 金属副子等加算</p> <p>イ 骨折、脱臼の整復及び不全骨折の固定に際し、特に治療上金属副子等による固定を必要としてこれを使用した場合に、<u>整復料、固定料又は後療料の加算として算定できること。</u></p> <p><u>なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、2回まで後療料に加算できるとし、金属副子等を使用又は交換した日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載すること。</u></p>	<p>別紙</p> <p>柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1 通則</p> <p>5 療養費の支給対象となる負傷は、<u>急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫</u>であり、内科的原因による疾患は含まれないこと。なお、<u>急性又は亜急性の介達外力</u>による筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。）については、第5の3の(5)により算定して差し支えないこと。</p> <p>第5 その他の施術料</p> <p>4 その他の事項</p> <p>(6) 金属副子等加算</p> <p>イ 骨折、脱臼の整復及び不全骨折の固定に際し、特に治療上金属副子等による固定を必要としてこれを使用した場合に、<u>整復料又は固定料の加算として算定できること。</u></p>

ウ 金属副子等加算は、固定に使用した金属副子等の数にかかわらず、算定できるものであること。

なお、交換にあつては、

- ① 負傷部位の状態の変化により金属副子等の大きさや形状の変更が必要となった場合
  - ② 金属副子等が破損した場合
  - ③ 衛生管理上、交換が必要となった場合
- であり、単なる交換の場合は算定できないものであること。  
また、交換が必要となった理由を施術録に記載すること。

(7) 柔道整復運動後療料

ア 骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に算定できるものであること。

イ 柔道整復運動後療料は、1日につき310円とする。

ウ 柔道整復運動後療料の算定は、後療時に運動機能の回復を目的とした各種運動を20分程度行った場合に、負傷の日から15日間を除き、1週間に1回程度、1ヶ月(暦月)に5回を限度として算定できるものであること。

エ 当該負傷の日が月の15日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の16日以降に後療が行われない場合には、当該月について2回を限度に算定できるものであること。

オ 当該負傷の日が月の16日以降の場合には、当該月について算定は認められないこと。

カ 1日における柔道整復運動後療料は、各種運動を行った部位数、回数を考慮しないものであること。

キ いわゆるストレッチングについては、柔道整復運動後療料を認められないこと。

ウ 金属副子等加算は、固定に使用した金属副子等の数にかかわらず、次の基準により算定できるものであること。

- ① 大型金属副子等加算については、固定部位の範囲が1肢又はこれに準ずる範囲に及ぶ場合
- ② 中型金属副子等加算については、固定部位の範囲が半肢又はこれに準ずる範囲に及ぶ場合
- ③ 小型金属副子等加算については、固定部位の範囲が前記②に及ばない程度の場合

(新設)

ク 柔道整復運動後療料の算定となる日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載すること。

(8) (略)

(7) (略)



2 「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成 11 年 10 月 20 日付け保険発第 138 号）の一部を次のように改正する。

ただし、別紙別添の様式については、当分の間、従来の様式を取り繕って使用できることとする。

○別紙を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙 柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領(参考例)</p> <p>第1 一般的事項</p> <p>3 申請書に記載した数字等の訂正を行うときは、修正液を使用することなく、誤って記載した数字等を=線で抹消の上、正しい数字等に記載すること。 なお、申請書の記載に当たっては、黒若しくは青色のインク又は消すことができないボールペン等を使用すること。</p> <p>第2 記載上の留意事項</p> <p>2 施術の内容欄</p> <p>(2)「負傷の原因」欄について 3部位目を所定料金の100分の60に相当する金額により算定することとなる場合には、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を記載すること。</p> <p>(14) <u>「初検時相談支援料」欄には、金額を記載すること。</u></p> <p>(15) <u>「再検料」欄には、金額を記載すること。</u></p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) <u>「金属副子等加算」欄には、使用又は交換した回数及び合計金額を記載すること。</u> また、「摘要」欄に金属副子等を使用又は交換した年月日をそれぞれ記載すること。</p> <p>(18) <u>「柔道整復運動後療料」欄には、回数及び合計金額を記載すること。</u></p>	<p>別紙 柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領(参考例)</p> <p>第1 一般的事項</p> <p>3 申請書に記載した数字等の訂正を行うときは、修正液を使用することなく、誤って記載した数字等を=線で抹消の上、正しい数字等に記載すること。 なお、申請書の記載に当たっては、黒若しくは青色のインク又はボールペン等を使用すること。</p> <p>第2 記載上の留意事項</p> <p>2 施術の内容欄</p> <p>(2)「負傷の原因」欄について <u>平成25年5月1日以降の施術分</u>から、3部位目を所定料金の100分の60に相当する金額により算定することとなる場合には、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>



また、「摘要」欄に柔道整復運動後療料の算定となる日をそれぞれ記載すること。

(19) 「整復料・固定料・施療料」欄、「通減開始月日」欄、「後療料」欄、「冷電法料」欄、「温電法料」欄、「電療料」欄、左側の「計」欄、中央の「計」欄、「長期」欄及び右側の「計」欄について

(20) 「摘要」欄について

④ 脱臼又は骨折の施術に同意した医師の氏名と同意日を記載すること。

(21) (略)

(22) (略)

#### 6 受取代理人への委任の欄

患者から受領委任を受けた場合は、「受取代理人への委任」欄に患者の自筆により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し患者から押印を受けること。(患者が印を有さず、やむを得ず患者のぼ印を受けることも差し支えないこと。)

なお、委任年月日については、予め、機械打ち出しすることは差し支えないこと。

(15) 「整復料・固定料・施療料」欄、「通減開始月日」欄、「後療料」欄、「冷電法料」欄、「温電法料」欄、「電療料」欄、左側の「計」欄、中央の「計」欄、「長期」欄、右側の「計」欄及び「施術の証明」欄について

(16) 「摘要」欄について

④ 平成22年9月1日以降の施術分から、脱臼又は骨折の施術に同意した医師の氏名と同意日を記載すること。

(17) (略)

(18) (略)

#### 6 受取代理人の欄

患者から受領委任を受けた場合は、「受取代理人」欄に患者の自筆により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し患者から押印を受けること。(患者が印を有さず、やむを得ず患者のぼ印を受けることも差し支えないこと。)

なお、委任年月日については、予め、機械打ち出しすることは差し支えないこと。

○別紙別添様式を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙 別添様式</p>	<p>別紙 別添様式</p>

3 「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成 22 年 5 月 24 日付け  
保医発 0524 第 3 号）の一部を次のように改正する。

○別紙様式2を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前																																																												
(別紙様式2)	(別紙様式2)																																																												
明細書	明細書																																																												
住	住																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;初検料・再検料等&gt;</td></tr> <tr><td>初検料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>初検時相談費</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>再検料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;箇所見積提供料&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;住居料&gt;</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;修繕料等&gt;</td></tr> <tr><td>修繕・固定・据置料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>換気料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>通風送料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>冷暖送料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>電燈料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>金庫鍵子追加基</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>洗濯機搬入物置料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;その他&gt;</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>① 一部共担金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>② 保険外</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>合計金額 (①+②)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table>	<初検料・再検料等>		初検料	円	初検時相談費	円	再検料	円	<箇所見積提供料>		<住居料>	円	<修繕料等>		修繕・固定・据置料	円	換気料	円	通風送料	円	冷暖送料	円	電燈料	円	金庫鍵子追加基	円	洗濯機搬入物置料	円	<その他>		計	円	① 一部共担金	円	② 保険外	円	合計金額 (①+②)	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;初検料・再検料等&gt;</td></tr> <tr><td>初検料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>初検時相談費</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>再検料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;修繕料等&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;修繕料&gt;</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;その他&gt;</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>① 一部共担金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>② 保険外</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>合計金額 (①+②)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table>	<初検料・再検料等>		初検料	円	初検時相談費	円	再検料	円	<修繕料等>		<修繕料>	円	<その他>		計	円	① 一部共担金	円	② 保険外	円	合計金額 (①+②)	円
<初検料・再検料等>																																																													
初検料	円																																																												
初検時相談費	円																																																												
再検料	円																																																												
<箇所見積提供料>																																																													
<住居料>	円																																																												
<修繕料等>																																																													
修繕・固定・据置料	円																																																												
換気料	円																																																												
通風送料	円																																																												
冷暖送料	円																																																												
電燈料	円																																																												
金庫鍵子追加基	円																																																												
洗濯機搬入物置料	円																																																												
<その他>																																																													
計	円																																																												
① 一部共担金	円																																																												
② 保険外	円																																																												
合計金額 (①+②)	円																																																												
<初検料・再検料等>																																																													
初検料	円																																																												
初検時相談費	円																																																												
再検料	円																																																												
<修繕料等>																																																													
<修繕料>	円																																																												
<その他>																																																													
計	円																																																												
① 一部共担金	円																																																												
② 保険外	円																																																												
合計金額 (①+②)	円																																																												
平成 年 月 日 住所 氏名	平成 年 月 日 住所 氏名																																																												